

令和元年 12 月 4 日

お客様各位

ニュース証券株式会社
代表取締役会長 西川 敏明

弊社に対する関東財務局による行政処分について

弊社に対する検査結果に基づき、令和元年 11 月 26 日、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を行うよう勧告が行われておりましたが、令和元年 12 月 4 日、弊社は関東財務局長より下記の内容の行政処分を受けましたのでお知らせ申し上げます。

弊社は、この度の行政処分を厳粛かつ重大に受け止め、深く反省するとともに、お客様、株主の皆様ならびに関係者の方々に、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

今後は、発生させた原因を究明し、問題点の改善、経営管理態勢及び内部管理態勢の充実・強化に取り組み、役職員一同が一丸となって、法令遵守意識の再徹底を含む再発防止に努めて参る所存でございます。

記

【行政処分の内容】

業務停止命令

令和元年 12 月 5 日から同 2 年 3 月 4 日までの間、IFA 事業部に係る全ての業務（当局が個別に認めた業務を除く）を停止すること。

業務改善命令

- (1) IFA 事業部が関与した全ての有価証券の取扱い状況（顧客属性、有価証券の種類（ファンド名）、投資金額及び現在の評価額）を検証し、投資者保護の観点から必要な措置を講ずること。
- (2) 全ての顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うこと。
- (3) 適切な経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を構築するなどの再発防止策を策定し、着実に実行すること。
- (4) 本件に係る責任の所在の明確化を図ること。
- (5) 上記 (1) ～ (4) について、その実施状況を令和 2 年 1 月 6 日（月）までに書面で報告するとともに、その後の進捗状況を当面の間、3 か月ごとに書面で報告すること。

以上

〈本件に関するお問い合わせ先〉

ニュース証券株式会社 管理本部

電話 03-5466-7291